

大潟村生態系公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大潟村生態系公園条例(令和7年大潟村条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第3条の規定に基づき許可を受けようとする者は、申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、当該行為をしようとする日の3日前までにしなければならない。

(許可事項の変更申請)

第3条 条例第3条の規定に基づき許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、直ちに許可変更申請書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

(許可証)

第4条 前2条の規定に基づき申請書の提出があった場合において、村長は、支障がないと認めるときは、その者に許可書(様式第3号)を交付する。

2 条例第3条の許可を受けた者は、常に許可証を携帯し、村の関係職員から要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(変更の許可を要しない事項)

第5条 条例第3条第3項に規定する軽易な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品の販売その他これらに類する行為をする場合において、販売品目等の類似の物への変更
- (2) 業として写真又は映画を撮影する場合において、撮影の人員の軽微な変更
- (3) 興業を行う場合において、その予定参集人員の軽微な変更
- (4) 競技会、集会その他これらに類する催しを行う場合において、その予定参集人員の軽微な変更

(使用料の減免)

第6条 条例第7条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。減免を承認した者には、使用料減免承認書(様式第4号の2)を交付する。

(使用料の還付)

第7条 条例第8条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、使用料等還付申請書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可等)

第8条 条例第11条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条、第3条及び第4条第1項の規定の適用については、これらの規定中「村長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項中「村の関係職員」とあるのは「指定管理者」とする。

2 公園の管理を指定管理者が行う場合の公園内の行為許可申請書等の様式については、指定管理者が別に定めることができる。

(利用料金の承認の申請)

第9条 指定管理者は、条例第13条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、利用の区分、利用料金の額及びその積算根拠を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。